きる 取引

オフをできる取引は法律や約款などに定めがある場合に限ります。 リング・ オフ制度は 「契約は守らなければならない」とする原則の例外であり、 消費者がク

取引内容(根拠法令)	引内容(根拠法令)	期間
訪問販売 (特定商取引法)	当)での原則すべての商品・サービス**および指定権利*2(チケット等)の契約で誘われて案内された場所や販売の目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該事業者の店舗や営業所(以下「店舗」という)以外の場所(自宅や喫茶店。街頭	契約 8日間
電話勧誘販売	の商品・サービス *1 および指定権利 *2(チケット等)の契約事業者から電話で勧誘を受けた(電話をかけさせられた場合も含む)原則すべて	て 8 問
(特定商取引法)	すべての商品・サービス・権利が対象他加盟金等の金銭的負担をさせる契約(マルチ商法)。店舗での契約を含む。ほかの人に商品を転売すれば利益が得られると言って商品を買わせたり、	そ の 20 ^{日間}
(特定商取引法)	ン教室・結婚相手紹介サービスを一定期間 🎖 継続する契約。店舗での契約を含む5万円を超えるエステティックサービス・語学教室・学習塾・家庭教師・パソコ	 00 10 10 10 10 10 10 1
(特定商取引法) 売取引 業務提供誘引販	べての商品・サービス・権利が対象登録料などの名目で金銭を支払わせる)による契約。店舗での契約を含む。大内職商法(仕事の紹介や、仕事を提供するために必要と言って商品やサービス、	す ^へ 20 ^日
(特定商取引法)	の解除ができるとともに、事業者への物品の引き渡しを拒むことができる取る契約。クーリング・オフ期間中は(売主である消費者から)契約申し込み店舗以外の場所で、貴金属を含み原則すべての物品を事業者が消費者から買い	8 日間
(個別信用購入	マークでは、そう引見ないが、などの人間では、これでは、「は、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
(割賦販売法)	合	場 20 日間
(保険業法) 契約 生命・損害保険	り込んだ場合、医師の診査を既に受けた場合、通信販売を除く)での契約期間1年を超える生命保険・損害保険契約(ただし、保険料を振店舗外(銀行の場合は保険契約の目的以外で出向いて突然勧誘された場合も該当)	当) 8日間
オフ制度のある契約	款で規定)8日間が配婚葬祭互助会契約(冠婚葬祭互助会の入会契約。店舗での契約を含む。業界標準約3000000000000000000000000000000000000	含む。業界標準約 の関係を含め、金融商品取引 の契約を含め、金融商品取引 の契約を含め、
通信販売とクーリング・	シ・オフ	

(返品の送料は購入者が負担)

〇通信販売業者が広告に返品特約の表示をしていない場

商品等を受け取った日から8日を経過するまでの間

〇自分から店に出向いたり、

広告を見て自分から電話やインタ

ネットで申し込む取引は、

クー

リング・オフができません。

合

は

契約の解除が可能です

○通信販売の場合、

注文する前に返品対応についての規定をよく確認しましょう

クーリング・オフ制度はありません。

- *3エステティックは1カ月、その他は2カ月を超える期間
- *4 個別クレジット契約のクーリング・オフ適用除外商品・サービスは、特定商取引法適用除外の取引と同じ

- *1 「特定商取引法・割賦販売法の適用除外の取引」
- *2 保護施設やスポーツ施設の利用権、映画や演劇などのチケット、語学の教授を受ける権利等